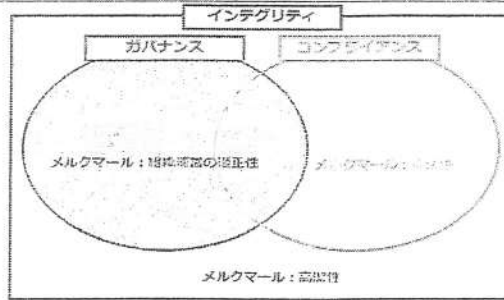


# ガバナンス・コンプライアンス ～全剣連の取組み～

令和元年8月  
一般財団法人 全日本剣道連盟

## スポーツインテグリティ

- インテグリティは、ガバナンス、コンプライアンス、モラルを含む広い概念。
- 個人の不祥事はどの組織でも起こり得る。しかし、今スポーツ界に問われているのは、組織のガバナンスの欠如・不全ではないか。



## ガバナンス

・ガバナンスとは「組織運営の適正性(スポーツ庁)」

【スポーツ団体のガバナンスコード(スポーツ庁 令和元年6月)】

原則1:基本計画の策定	原則8:利益相反の適切な管理
原則2:役員等の体制整備	原則9:通報制度の構築
原則3:組織運営に必要な規定整備	原則10:懲罰制度の構築
原則4:コンプライアンス委員会設置	原則11:選手・指導者との紛争解決
原則5:コンプライアンス教育	原則12:危機管理・不祥事対応体制
原則6:法務・会計等の体制整備	原則13:地方組織等との関係
原則7:情報開示	

2

## コンプライアンス・倫理

・コンプライアンス(compliance)の語義:

受け入れること、迎合、人のよさ、親切などで、従順な対応を表現 ⇒ 法令順守

・法令を守ることは当然、定款、規程・規則・ルール、モラル、社会良識等も

⇒ 法令に加え、倫理・道徳も

3

## コンプライアンスの重要性

- 企業においては様々な事案が発生
    - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
    - … 最悪の場合、倒産も
  - スポーツの場合、不祥事が起きると
    - 社会がそのスポーツを敬遠、人気下落
    - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
    - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
      - … 資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
    - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事責任
- ⇒ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

4

## 全剣連の取組み

- 倫理規定制定
- 倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- 全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月)
- 相談・苦情窓口の設置(平成30年11月)
  - 14件(うち実名7件)、その他報道3件、体罰4件 11月以来19件(重複除く)
- 綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定

5

## 全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・ 剣道の理念  
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・ 剣道修練の心構え  
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
- ✳️ 理念に反する不祥事の発生  
居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
- ⇒ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ～ ガイドラインの制定
- ・ 対象者  
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

6

## 全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

### 【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

- ・ 暴力・パワーハラスメントの絶対禁止
  - 相談・苦情窓口/報道等 11月以来19件、うち暴力8件
    - ✓ 役員による暴力2件、教師による体罰4件  
(役員による暴力:木刀で殴打、足の悪い女性に馬乗り)
  - 暴力に対する考え方
    - ✓ 剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分からないように殴れるのに」
    - ✓ 「あるとき気を抜いた練習をとがめられて、ポコポコに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした』」
    - ✓ 体操女子暴力 ～ 本人も家族も納得していた
    - ✓ 殴るには殴る理由がある

7

## 全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

### ・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)

#### ・ 2013年柔道女子代表選手

「…によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りをけがされたことに対し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て…」

- ・ 暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの
- ・ 剣道の理念「人間形成の道」、剣道修練の心構え「礼節をとうとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」

### 剣道と暴力は、相容れないもの

- ・ 暴力の結果、個人には刑事責任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

8

## 全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:その他)

- ・ セクシャル・ハラスメント
  - ▶「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」
- ・ アンチドーピング及び薬物乱用
  - ▶ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
  - ▶大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底
- ・ 指導的立場にある者と選手等との関係
  - ▶相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動
- ・ 審査に関する金銭授受の禁止その他
  - ・ 審査は厳正、公正、適切、誠実に

9

## 全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

- ・ 不適切な経理処理
  - 適正な経理処理と不正行為の防止
  - ボランティアだから多少のことは …… 一切ダメ
- ・ 選手・役員選考
  - スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備
- ・ 安全・事故防止
  - 剣道は安全な武道、さらなる配慮
- ・ 一般社会人としての規範
  - 反社会的勢力には特に注意

10

## ガイドラインに対する違反行為があった場合

- ・ 全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)
  - 都道府県剣連又は諮問予備審査会による調査 → 綱紀委員会による調査
  - 処分内容
    - ✓ 称号・段位(全剣連のみ) : 剥奪、一定期間の停止等
    - ✓ 会員資格(全剣連・都道府県剣連) : 除名、一定期間の停止
- ・ 都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

11